

## [通知] 第 10 地域連携診療計画管理料、地域連携診療計画退院時指導料（Ⅰ）及び（Ⅱ）

### 第 10 地域連携診療計画管理料、地域連携診療計画退院時指導料（Ⅰ）及び（Ⅱ）

#### 1 地域連携診療計画管理料、地域連携診療計画退院時指導料（Ⅰ）及び（Ⅱ）に関する施設基準

(1) あらかじめ計画管理病院において疾患や患者の状態等に応じた地域連携診療計画が作成され、連携保険医療機関と共有されていること。

(2) 計画管理病院と連携する保険医療機関との間で、地域連携診療計画に係る情報交換のための会合が年 3 回程度定期的に行われ、診療情報の共有、地域連携診療計画の評価と見直しが適切に行われていること。

(3) 複数の計画管理病院で共通の内容の地域連携診療計画を作成し運用している場合は、地域連携診療計画に係る情報交換のための会合を合同で行っても差し支えない。

(4) 脳卒中において地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料を算定する際には、医療法第 30 条の 4 の規定に基づき各都道府県が作成する医療計画において脳卒中に係る医療提供体制を担う医療機関として記載されている保険医療機関であること。なお、計画管理病院と連携する保険医療機関が別の都道府県の医療計画に記載されている保険医療機関であっても差し支えないこと。

(5) 計画管理病院における一般病棟の入院患者の平均在院日数が 17 日以内であることの要件については、暦月で 3 か月を超えない期間の 1 割以内の一時的な変動である場合には、要件を満たすものであること。

#### 2 届出に関する事項

(1) 地域連携診療計画管理料及び地域連携診療計画退院時指導料の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 12 を用いること。これに添付する地域連携診療計画は様式 12 の 2 に準じた様式を用いること。なお、届出に当たっては、計画管理病院において、地域連携診療計画退院時指導料の算定を行う連携医療機関に係る届出を併せて行っても差し支えない。

(2) 計画管理病院及び連携する保険医療機関は、それぞれ、次に掲げる事項を毎年度地方厚生（支）局長に報告すること。なお、報告に当たっては計画管理病院が連携する保険医療機関の分も併せて行うこと。

##### ア 計画管理病院

(イ) 対象疾患で入院した患者のうち、地域連携診療計画を適用した患者数

(ロ) 対象疾患で入院した患者のうち、地域連携診療計画を適用しなかった患者数

(ハ) (イ) 及び (ロ) の患者に係る自院における平均在院日数

(ニ) (イ) 及び (ロ) の患者に係る地域連携診療計画に沿った平均総治療期間

(ホ) (イ) 及び (ロ) の患者のうち、最終的に在宅復帰した患者数（連携する保険医療機関における治療を終えた患者を含む。）及び連携する保険医療機関に転院した患者数

##### イ 連携する保険医療機関

(イ) 対象疾患で入院した患者のうち、地域連携診療計画を適用した患者数

- (ロ) 対象疾患で入院した患者のうち、地域連携診療計画を適用しなかった患者数
- (ハ) (イ) 及び (ロ) の患者に係る自院における平均在院日数
- (ニ) (イ) 及び (ロ) の患者のうち、退院した患者数